規則等の案の概要

１　規則等の案の題名

　　児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示

２　規則等を定める根拠となる法令の条項

　　静岡市児童福祉法等施行細則第33条第２項

３　改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において、新たな障害福祉サービスである「就労選択支援」が第５条第13項として追加される法律が成立しました。

本市では、障害者総合支援法第５条で定められたサービスのうち、第６項、第７項、第12項から第14項までのサービスの受給者を減額の適用から除外することとしています。今回、新たに加わった障害福祉サービスである「就労選択支援」に関しても、サービスの趣旨から減額の適用除外の対象とすることとしたため、そのための改正を行います。

４　規則等の案の内容

障害者総合支援法第５条第13項の新設に伴い、新たな適用除外の対象として、第13項を加えるこ

ととします。

５　規則等を施行する時期（予定）

　　令和７年12月１日